

本報

# きよさと

発行 北海道清里町役場

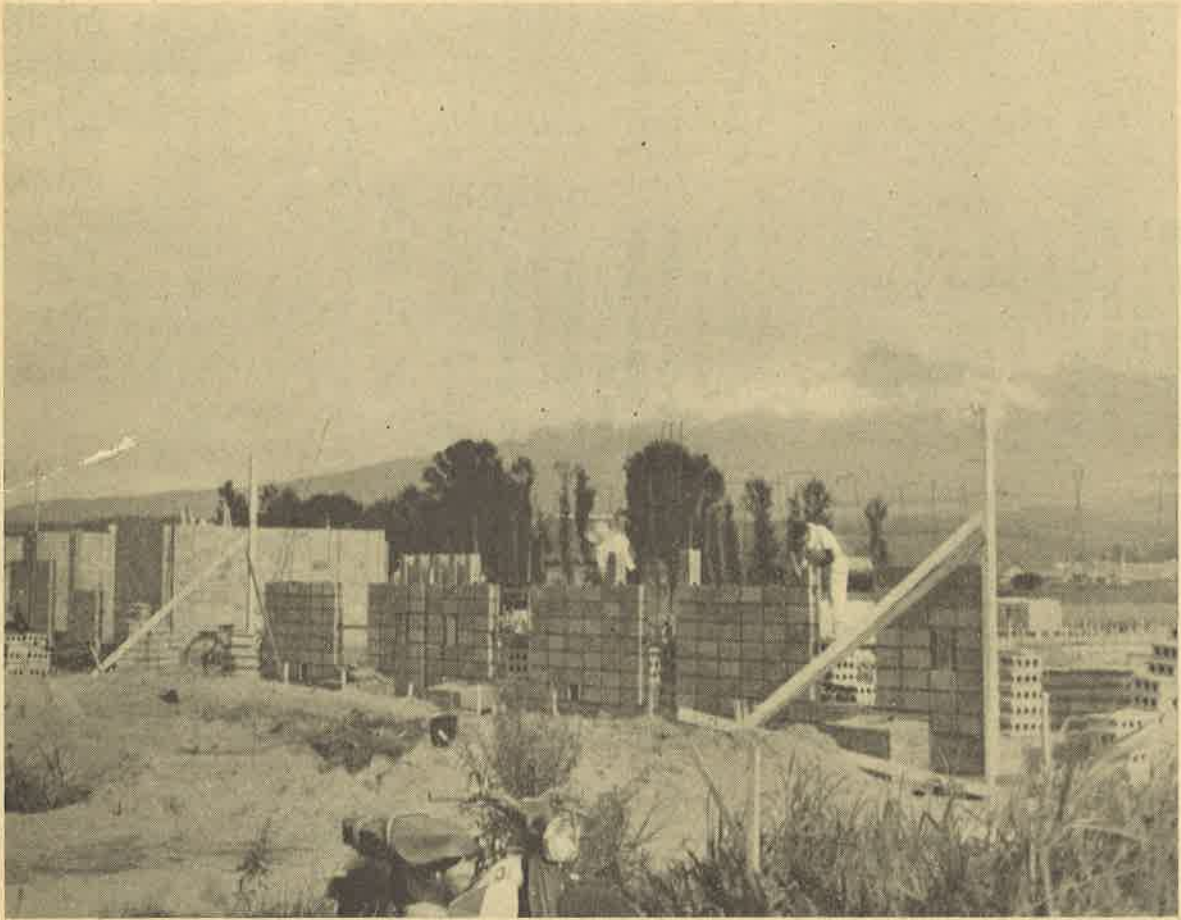
電話（代表）16番

編集 清里町役場 総務課

印刷 北研社 星印刷所

第 67 号

1961, 8, 25 発 行



## 町営住宅の建築工事はじまる

ことしの公営住宅14戸は羽衣町に建築されることになり、いま、その工事が石井組の手によつて、すすめられております。

工事の進捗状況は、8月下旬現在でおよそ38%程出来あがり10月下旬の完成がまたれております。

## 人の動き

世帯数	1,898戸
人口	11,084人
男	5,601人
女	5,483人

（7月31日現在、住民登録）

# 医療費の引上げなどにより

## 国民健康保険税の 税率が変わりました

昭和三十六年度  
国民健康  
保険税の  
税率が、  
町議会で  
次のよう  
に改正さ  
れました  
ので、お  
知らせし  
ます。  
( )内は  
改正前です。

### 国民年金制度について お知らせ

ご承知のように、国民年金制度は老令、障害、母子遺児、寡婦の五種類の年金から成り立っていますが、このうちでも、障害年金、母子年金、遺児年金については、支給事由の発生が予測できないこと、発生率が高いことなどから、老令年金のように、長い被保険者期間がなくても、三年以上あれば支給できることになつております。したがつて三年を経過する昭和三十九年四月以降には、これらの年金を受ける人が出てくるわけですが、保険料の滞納がある場合には年金を受けられないこともあり、また、保険料は必ず納付する期間まで納付するように心がけましょう。

- ◎所得割 町民税所得割に  
対する64/100 (58/100)
  - ◎資産割 固定資産税額に  
対する16/100 (13/100)
  - ◎均等割 被保険者一人に  
対し二四〇円(一)
  - ◎平等割 一世帯に対し  
一、〇〇〇円(八四〇)
- このような方法で計算しその合計したものが、ことしの税額です。
- これは一世帯当りの平均税額が五、五五〇円、又、一人当りの平均税額では九八〇円となつております。
- 今年、すでにご承知のように給付制限の撤廃(歯科補綴の給付をすることとなつた)と医療費の引上げ

- な期間について申し上げます
- 1、保険料納付済期間が五年以上あること。
  - 2、保険料納付済期間が五年以上あり、かつ被保険者期間のうち保険料免除期間を除いた期間の三分の二以上を占めること。
- (免除期間を除いた、すなわち当然保険料を納付しなければならぬ期間の三分の二以上保険料を納めていなければならず、しかも納付済の期間が五年以上ということ、いかえれば三分の一以上の保険料の滞納があると年金は受けられないといふことです。)
- 3、支給事由の発生まで引続き三年間被保険者であり、その期間のすべてが保険料納付済期間である

か、又は一年六ヶ月をこえない保険料免除期間で満たされていること。  
(一ヶ月でも保険料の滞納があると受けられない引続き三年間とある期間の計算方法は別に定められています。)

☆ 支給事由が発生してから、滞納している保険料を納付しても、受給の対象とはならない。  
以上の1から3までのどれかに該当すると、障害、

消防施設の充実  
につきましては、  
日頃何かと皆様方  
の御協力をいただ



水そう付消防自動車が入りました  
いっておりますが、この程網走信用金庫の特段の御好意と皆様方の御支援により、水そう付消防自動車が一両に寄附され去る十二日盛大に入魂式が行なわれました。

〔写真は水そう付消防自動車の入魂式〕



この水そう付消防自動車は、二、五〇〇リットルの水を装備した最新鋭車で、予消防活動にその威力を発揮するものと、関係者一同期待しており、寄贈された網走信用金庫、並びに協力をいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

註1 遺児年金の場合の受給資格要件は、死亡した、父又は母についての要件です。から念のため申添えます。

めて下さい。  
今の内に笹や下草を刈ると乾きがよいので完全に焼払われ野鼠の害を防ぐ事ができます。又本年から造林地のまわりに山深さ共に四十センチの溝を掘り墜落籬(一升ビンの底をぬき逆さに埋てもよい)を設備すると今までの補助金の外にこの助成もあります。  
造林は早目に森林組合に連絡して下さい。

### 人事 移動

(8月1日付)

◎清里営林署長水田輝弥氏は長野県王滝営林署長に、後任には林野庁林産課より仁賀定三氏が発令され、この程赴任致しました。

◎清里巡査部長の野紀久生氏は道警北見方面本部へ、後任は、斜里警察署より松井滋氏が発令されこの程赴任されました。

### 秋造林の準備を はじめましたか

秋造林の期間は短かいのでそろそろ地ごしらえをはじめ

# 報告の中間作況

(8月10日現在)

## 麦類やや不良

### —ビート平年作—

凍害が見受けられた。亦中下旬は平年に比し気温高目に経過し七月上旬及び中旬にわたって極めて高温に経過し且つ二旬にわたる雨量は一四、四耗と極めて寡少であり下旬(二六日)一八、三耗の降水があつたが気温は引続き高温に経過した。八月上旬に至り気温平年並となり降水量も稍々多目となる。

#### 主要農作物作況

**秋まき麦類 (稍不良)**

六月上下旬にわたる異状高温及び雨量不足により高温障害を惹起し欠粒が多く子実の充実度が不良で且つ高温によつて平年に比し十日前後の登熟促進となつた。

**春まき麦類 (稍不良)**

秋まき麦類とだいたい同じ様な障害を受け特に粒の充実度がわるい。生育は平年に比し約十日前後早い。

**えんどう (稍不良)**

麦類と同様高温障害を受け空穂が多い特に遅まきのものは稈長が短い。子実の充実度も不良である。登熟は平年に比し約十日以上早い。

**えんどう (稍不良)**

六月下旬七月上旬の異状高温により着莢数が少く早害の影響もあつて子実の充実度が稍々悪く登熟も約十日早い。

**馬鈴薯 (稍不良)**

開花期前後の高温により培土のおくれたもの或いは浅いものはストロンが地上蒸化したものもかなり多く且つ其の後の降雨により二次生長も一部にあり且つ八月上旬の湿度が高いので今後疫病の急速な蔓延が予測される尚本年は葉捲きバイラスの多発が認められこれが減収も大きい今後二次生長及湿腐病の発生に注意を要する。生育相は約一週間以上進んでいる。

**ビート (普通)**

六月上旬の風害によりかなりの面積が再播補播他作物に転換されるの災害を蒙り其の後比較的順調な生育をつづけたが七月上旬の早害による障害及び夜盗虫カメハムシ等の被害も大きく今後の注意事項としては九

月上中旬の夜盗虫の発生及禍斑病の多発で嚴重に警戒しなければならない。登熟度は平年に比し一週間以上進んでいる。

**菜豆 (稍良)**

七月の高温及び降水不足により生理的障害(葉焼病)が多発したが下旬及八月に入り適度の降水もあり現況では着莢数も稍多く多少徒長の傾向にあり今後湿潤な天候が予想されるので炭素病角斑病灰色かび病の多発が予測されるので充分警戒を要する。現在の生育は平年に比し約五日前後早い。

**飼料作物 (稍不良)**

デントコーンは現況生育良で生育相も平年比一週間前後早い草丈も良く今後に期待されるが牧草類は一番刈は普通で刈取も平年より早く良好であつたが七月の旱天と降水寡少により二番刈の伸びが極めて不良で其の他の飼料作物は普通で特記する事項なし。

### 今月の納税

町民健康保険税

(第2期)の納期限は

9月30日です

### 年度別気温経過表 (4~8月上旬)

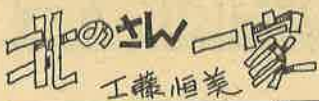
年度別	4			5			6			7			8	備考
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
3 1 年	1.88	8.05	10.99	15.50	15.00	18.49	13.64	13.92	14.42	17.03	19.07	17.98	1. 清里町観測の資料による 2. 表中の気温は午前九時の観測である 3. 表は各旬別の平均気温である 4. 数字は摂氏で表している 5. 降水量で1耗は坪当り1升8合である	
3 2	2.42	8.36	9.60	12.43	10.95	13.93	16.41	11.29	14.22	17.40	20.47	18.64		
3 3	4.95	5.07	9.26	11.96	6.72	16.89	13.78	14.67	18.89	20.39	20.18	23.80		
3 4	8.60	4.65	15.69	9.32	12.04	16.01	14.66	13.74	17.98	18.54	22.61	16.58		
3 5	4.15	3.97	6.71	11.72	11.72	11.65	14.50	10.70	18.51	17.44	18.94	26.78		
3 6	4.59	10.26	10.66	12.15	13.43	13.60	15.50	17.64	20.48	23.43	25.01	20.85		
本年度の旬別降水量														
	耗	0	21.1	36.4	13.9	18.9	34.9	19.7	10.5	27.4	8.2	6.2	27.0	34.1

# 老令年金の特例支給など

## 国民年金制度が近く 改正される予定です

国民年金制度に  
ついては  
発足した  
ばかりで  
検討を要  
する面が  
たくさん  
あつたわ  
けであり  
ますが、  
こんどの  
臨時国会  
で、これら不合理な面が改  
正される予定になつており  
ますので、改正の要点につ  
いてお知らせします。

1、未支給年金  
年金を受けている者が死  
亡した場合、その者に支給



すべき年金が残っているとき  
は、死亡者と生計を共に  
していた遺族に支給する。  
2、老令年金の特例支給  
保険料の免除期間が長く  
保険料を納めた期間が短い  
ため、支給資格がつかない  
者には、七十才から一二、  
〇〇〇円の老令福祉年金を  
支給し、かつ納付した保険  
料を還付することになつて  
いたが、このような場合で  
も六十才から保険料の納  
付済期間に応じたのとおり  
年金を支給する。  
一年以上四年未満  
五〇〇〇円  
四年以上七年未満  
七〇〇〇円  
七年以上  
九〇〇〇円

国民年金保険料は、国民  
年金印紙を国民年金手帳に  
はり検認を受けたことによ

## 国民年金保険料を 納付しましたか

つて納付したことになりま  
すが、印紙は役場社会係と  
緑町支所でしか取りあつか

3、老令年金の繰上げ支給  
老令年金については、六  
十五才より支給されること  
になつているが、希望する  
方には六十才から繰上げ支  
給する、但し繰上げ支給す  
る年金額は、六十五才より  
受ける年金額より一定の金  
額を差引いた金額になり、  
六十五才からは満額の年金  
額になる。

5、死亡一時金  
保険料を三年以上納付し  
て死亡した場合は、保険料  
の納付期間に応じて、五、  
〇〇〇円から、五二、〇〇

4、準母子年金、準母子福  
祉年金の支給  
母子世帯と同様な状態に  
ある世帯、たとえば、夫が  
死亡し、孫又は弟妹と生計  
を同じくしているとき、姉  
が弟妹と生計を同じくして  
おり、姉に夫がいない場合  
などには準母子年金、準母  
子福祉年金を支給する。

6、障害、母子、遺児年金  
の支給資格期間の短縮  
障害、母子、遺児年金の  
支給資格期間の三年を、短  
縮し、昭和三十六年四月以後  
一年以上三年未満の間に支  
給事由が発生した場合でも  
減額した年金を支給する。

☆ 保険料の納期限  
月額 一五〇円  
一月、二月、三月分は、  
四月末日まで。  
四月、五月、六月分は、  
七月末日まで。  
七月、八月、九月分は、  
十月末日まで。  
十月、十一月、十二月分  
は翌年一月末日まで  
! 保険料は、納期限内に  
納めましょう !

つておりませんので、皆様  
方の便宜をはかるため、毎  
月一回は地区毎に出向いて  
印紙を売りさばき、その場  
で検認を行いたいと思つて  
おります。  
売りさばきの日時、場所  
などについては、その都度  
町広報、又は回覧でお知ら  
せいたしますが、保険料を  
滞納している、年金を受  
けられない場合もあります  
ので、納期限内に納付する  
ように心がけましょう。  
(役場社会係、緑町支所で  
は毎日印紙の売りさばき並  
に検認を行つております)  
なお、保険料を前納する  
と割引がありますので、  
この制度を利用するようお  
すすめいたします。

☆ 保険料の額  
三十四才まで  
月額 一〇〇円  
三十五才から  
三十五才から

清陽 向陽 羽衣町  
緑町

御結婚  
おめでと  
世帯主  
7月15日から  
8月15日まで  
御出産  
おめでと

慶弔欄  
小田切瑛男 富男 向陽  
佐藤 淳 誠治 羽衣町  
八幡 一美 勝雄 羽衣町  
加藤 君子 文一郎 神威  
阿部 清彦 悟 水元町  
村山 浩 龍平 江南  
大腰真由美 要 江南  
家村摩由美 克己 羽衣町

今野 政克 (礎) 江家  
石井 順子 (礎) 伊藤ヨシエ  
長尾 義治 (二) 伊藤 孝子  
河原しのぶ (長谷) 孝子  
お悔み申上げます  
加藤美代子 清陽  
高島石太郎 向陽  
角広トヨ 羽衣町  
貞館 鉄蔵 羽衣町  
杉田 キヌ 緑町

(つづいて保存して下さい)